

2015年版 加藤光大の社労士合格レッスン 過去問題集
【法改正・正誤のお知らせ】

(3669)

平成 27 年 7 月 25 日
株住宅新報社 出版・企画グループ
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

択一式問題		
ページ・位置	改正前	改正後
P205 労災 H23 問 4 肢 C 解説の表中 「支給事由が生じた月」／①の欄	実費支給（上限 104,290 円）	実費支給（上限 104, 570 円）
P205 労災 H23 問 4 肢 C 解説の表中 「翌月以降」／①の欄	実費支給（上限 104,290 円）	実費支給（上限 104, 570 円）
P205 労災 H23 問 4 肢 C 解説の表中 「翌月以降」／②の欄	56,600 円 （定額支給）	56,790 円 （定額支給）
P205 労災 H23 問 4 肢 C 解説の表中 ③の欄	費用の額が 56,600 円未満	費用の額が 56,790 円未満
P205 労災 H23 問 4 肢 C 解説の表中 「翌月以降」／③の欄	56,600 円 （定額支給）	56,790 円 （定額支給）
P207 労災 H25 問 2 肢 E 解説の表中 「支給事由が生じた月」／①の欄	実費支給（上限 104,290 円）	実費支給（上限 104, 570 円）
P207 労災 H25 問 2 肢 E 解説の表中 「翌月以降」／①の欄	実費支給（上限 104,290 円）	実費支給（上限 104, 570 円）
P207 労災 H25 問 2 肢 E 解説の表中 「翌月以降」／②の欄	56,600 円 （定額支給）	56,790 円 （定額支給）
P207 労災 H25 問 2 肢 E 解説の表中 ③の欄	費用の額が 56,600 円未満	費用の額が 56,790 円未満
P207 労災 H25 問 2 肢 E 解説の表中 「翌月以降」／③の欄	56,600 円 （定額支給）	56,790 円 （定額支給）
P273 雇保 H23 問 5 肢 E 解説下 1 行目に追加	なお、就業した日の翌日から起算して 2 年を経過する日までは、申請することができます。	
P278 雇保 H25 問 4 ウ 問題上 1、2 行目	やむを得ない理由がある場合を除いて、	削除
P279 雇保 H25 問 4 ウ 解説上 3 行目に追加	なお、2 年の時効の期間内であれば申請することができます。	
P279 雇保 H25 問 4 ウ 参照条文	則 101 条の 2 の 11 第 1 項・3 項	則 101 条の 2 の 11 第 1 項
P284 雇保 H25 問 5 肢 C 問題上 2、3 行目	やむを得ない理由がある場合を除き、	削除
P285 雇保 H25 問 5 肢 C 解説下 1 行目に追加	なお、支給単位期間の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日までは申請することができます。	

P285 雇保 H25 問 5 肢 C 参照条文	則 101 条の 13 第 3 項	則 101 条の 13 第 1 項 [一部改題]		
P304 徴収 H21 労災 問 10 肢 D 問題上 2、3 行目	(一定の場合には、所定の計算方法による。) が 1 億 9 千万円未満	(消費税等相当額を除き、一定の場合には、所定の計算方法による。) が 1 億 8 千万円未満		
P305 徴収 H21 労災問 10 肢 D 解説上 2、3 行目	請負金額が 1 億 9,000 万円未満	請負金額(消費税等相当額を除きます)が 1 億 8,000 万円未満		
P305 徴収 H21 労災問 10 肢 D 参照条文に追加	[一部改題]			
P314 徴収 H17 労災問 9 肢 C 問題上 2、3 行目	(当分の間は、請負金額に 108 分の 105 を乗じて得た額)	(消費税等相当額を除く。)		
P315 徴収 H17 労災問 9 肢 C 解説表中 ①/「貸金総額」の欄	※当分の間、「請負金額」とあるのは「請負金額×108 分の 105」とします。	※「請負金額」は消費税等に相当する額を除きます。		
P317 徴収 H26 労災問 8 肢オ 解説表中 ①/「貸金総額」の欄	※当分の間、「請負金額」とあるのは「請負金額×108 分の 105」とします。	※「請負金額」は消費税等に相当する額を除きます。		
P318 徴収 H26 労災問 10 肢 B 問題下 2 行目、同 E 肢 問題下 2 行目(2 か所)	平成 26 年度	平成 27 年度		
P319 徴収 H26 労災問 10 肢 B 解説上 1 行目、同表中下 1 行目(2 か所)	平成 26 年度	平成 27 年度		
P319 徴収 H26 労災問 10 肢 B 参照条文	平 26. 1. 27 厚労告 14 号	平 27. 2. 12 厚労告 20 号		
P319 徴収 H26 労災問 10 肢 E 解説上 2 行目	「1000 分の 4」です。	「1000 分の 3」です。		
P338 徴収 H20 労災問 10 問題主文上 1 行目、(5)上 2 行目、(6)上 1 行目(3 か所)	平成 26 年	平成 27 年		
P339 徴収 H20 労災問 10 解説中上 14 行目	平成 26 年	平成 27 年		
P340 徴収 H22 問労災 10 肢 B 問題文下 2、1 行目	請負金額の総額が 1 億 2000 万円以上	請負金額(消費税等相当額を除く。)の総額が 1 億 1000 万円以上		
P345 徴収 H24 労災問 9 ア解説上 1、2 行目	1000 分の 89 (水力発電施設、ずい道等新設事業)	1000 分の 88 (金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除きます)又は石炭鉱業)		
P345 徴収 H24 問 9 ア解説 中「ポイント」上 1、2 行目	事業の種類(55 区分)ごとに最高 1000 分の 89	事業の種類(54 区分)ごとに最高 1000 分の 88		
P396 労一 H20 問 3 肢 B 解説中「参考」上 1、2 行目	平成 25 年調査においては、大企業が 55、中企業が 63、小企業が 70 となっており、	平成 26 年調査においては、大企業が 57、中企業が 64、小企業が 71 となっており、		
P435 労一 H23 問 2 肢 A 解説 表の最終段に追加	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">平成 26 年</td><td style="padding: 5px;">17.5%</td></tr></table>	平成 26 年	17.5%	
平成 26 年	17.5%			
P435 労一 H23 問 2 肢 A 解説中「参考」下 1 行目に追加	平成 26 年調査では、6.7%となっています。			
P477 健保 H20 問 10 肢 B 解説 「評価療養」表の最下段に追加	●再生医療等製品の使用又は支給(保険適用希望日から起算して 240 日以内に行われるものに限ります)			

P613 国年 H24 問 6 肢 B 解説 表を差し替え	対象月数		基準月が平成 27 年度に属する場合の額													
	6 月以上 12 月未満		46,770 円													
	12 月以上 18 月未満		93,540 円													
	18 月以上 24 月未満		140,310 円													
	24 月以上 30 月未満		187,080 円													
	30 月以上 36 月未満		233,850 円													
	36 月以上		280,620 円													
P730 厚年 H22 問 2 肢 B 問題上 2 行目、肢 C 問題 上 2 行目 (2 か所)	46 万円	47 万円														
P731 厚年 H22 問 2 肢 B 解説上 2 行目及び図中 (2 か所)	46 万円	47 万円														
P812 厚年 H25 問 8 肢 E 問題下 4 行目	460,000 円	470,000 円														
P813 厚年 H25 問 8 肢 E 解説中 ポイント 下 1 行目	460,000 円	470,000 円														
P854 社一 H17 問 6 肢 A 問題下 1 行目	厚生労働省令	内閣府令														
P855 社一 H17 問 6 肢 A 解説下 2 行目	厚生労働省令	内閣府令														
P855 社一 H17 問 6 肢 B 解説図中	一般事業主	拠出金														
P855 社一 H17 問 6 肢 C 解説上 2、3 行目	拠出金その他児童手当法の規定による徴 収金を徴収し、又はその還付を受ける権利 は、	不正利得の徴収の規定による徴収金を徴 収する権利は、														
P856 社一 H25 問 10 ア 問題上 2 行目、イ問題上 2 行目 (2 か所)	厚生労働省令	内閣府令														
選択式問題																
ページ・位置	改正前		改正後													
P951 労一 H25 問 4 解 説 参考 の下に追加	<p>● 平成 26 年障害者雇用状況の集計結果により障害者の雇用状況（法定雇用率達成企業の割合）を企業規模別にみると、次表のとおりであり、すべての規模の区分において 50%を下回っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>企業規模</th> <th>50~100 人 未満</th> <th>100~300 人 未満</th> <th>300~500 人 未満</th> <th>500~ 1,000 人未満</th> <th>1,000 人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>達成割合</td> <td>44.1%</td> <td>45.9%</td> <td>42.5%</td> <td>41.7%</td> <td>49.5%</td> </tr> </tbody> </table>				企業規模	50~100 人 未満	100~300 人 未満	300~500 人 未満	500~ 1,000 人未満	1,000 人以上	達成割合	44.1%	45.9%	42.5%	41.7%	49.5%
	企業規模	50~100 人 未満	100~300 人 未満	300~500 人 未満	500~ 1,000 人未満	1,000 人以上										
	達成割合	44.1%	45.9%	42.5%	41.7%	49.5%										
<p>● 法定雇用率未達成企業のうち障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、59.4%となっています。</p>																
P985 国年 H24 問 8 解 説の表中「平成 28 年度」 の欄	保険料改定率	保険料額	保険料改定率	保険料額												
	—	—	0.976	16,260 円												